## 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼 警 協 発 第　28号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令　和　5 年　4 月　27日

　会　員　各　位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人埼玉県警備業協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　　長　　　炭　谷　　勝

　　　埼玉県との「口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対策に関する基本協定書」の締結及び同協定に基づく緊急対策業務に従事する協力登録会社の調査について

　平素から当協会の業務に関して、ご理解をいただきありがとうございます。

　さて、みだしのことにつきましては、令和4年3月24日付けをもって、埼玉県と当協会間において、家畜伝染病発生時の緊急対策業務に関する協定が締結されたところであります。

今後、家畜伝染病発生時に、この協定に基づく県からの要請を受けた場合は、迅速な対応をとる必要があります。

そこで、同協定に基づく緊急対策業務に協力可能な事業所を事前に登録したいと思いますので、別紙１の「埼玉県との口蹄疫等家畜伝染病発生時の緊急対策業務実施要領」を参考の上、別紙２「家畜伝染病発生時の緊急対策業務への従事申請書」により、メールにて埼警協事務局宛に報告ください。

なお、令和5年8月下旬、埼玉県より担当者をお招きし、埼玉県内の高病原性鳥インフルエンザの発生状況や具体的な実施業務などについて研修会を行う予定です。なお、研修会参加後に、協力の可否を検討していただくことも可能ですので、公共性の高い業務であることを考慮いただき、積極的な参加をお願い致します。

協力可能企業の最終的なとりまとめは、令和5年9月下旬ころを予定しています。

（一社）埼玉県警備業協会

　電話　049-230-1128

担当：内田

別紙１

埼玉県との口蹄疫等家畜伝染病発生時の緊急対策業務実施要領

１　対象となる「家畜伝染病」

　　口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及びこれに準ずる家畜伝染病（以下

「口蹄疫等家畜伝染病」という。）

（特に、高病原性鳥インフルエンザについては、毎年のように全国各地で発生している。発生した場合は、鳥の殺処分をはじめ、移動制限や搬出制限区域等の対応を図る必要がある。10月から５月までが感染のリスクが高い。）

なお、基本的に人には感染しないとされていますが、リスクを考慮して発生農場内の殺処分、汚染物質（糞や残飼料）の回収や処分に関わる業務は当協会では受託しない。

２　対策業務（協定書第２条）

　　埼玉県から協力要請を受ける緊急対策業務は次のとおり

(1)　発生農場周辺における通行者・車両等の誘導及び消毒

(2)　緊急対策業務に必要な車両消毒

(3)　その他、県が緊急に必要と認める(1)及び(2)に付随した業務

３　業務実施のイメージ

　(1)　指定幹事会社

　　　指定幹事会社については、これまでの防疫実績がある「綜合警備保障(株)埼玉南支社」を指定します（理事会承認）。

　(2)　協力登録事業所

　　　協定に基づく緊急対策業務に協力可能な事業所（事前登録）

　(3)　実施イメージ（発生後の連絡等）

県　　→　協会及び指定幹事会社へ発生の連絡と協力要請

協会　→　登録会社に発生情報を提供するとともに、登録事業所から指定幹事会社に対して出動可否の連絡を指示

幹事会社　→　登録会社からの業務参加可否情報の取りまとめ

　　県との連絡調整・契約・緊急対策業務への出動

　　　　なお、契約に関することは、幹事会社から協力会社への連絡となる。

４　資機材

　　作業に必要な資機材は、原則として埼玉県が準備する。また、具体的実施要領は、作業時に現地で指導を受ける。

別紙２

**家畜伝染病発生時の緊急対策業務への従事申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 所在地及び連絡先 | 所在地：ＴＥＬ：ＦＡＸ：Ｍａｉｌ： |
| 担当者 | 役職：氏名： |

 【 提出先 】

　Mail ： **jimukyoku@saikeikyo.or.jp**

（一社）埼玉県警備業協会　担当：内田